

霧島市民会館前広場再整備に伴う施設等の設置運営に関する協定書（案）

霧島市長 中重真一（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、行政財産使用許可書に定めるもののほか、乙が設置する施設等の管理運営（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるために、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び霧島市行政財産の使用料徴収条例（平成 17 年 11 月 7 日条例第 74 条）並びに関係法令等の定めるところに従い、甲と乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するため必要な事項を定めるものとする。

2 甲と乙は、本協定に従い、審議を旨とし、対等な関係に立ってこれを誠実に履行しなければならない。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 乙は、霧島市民会館前広場（以下「本広場」という。）が中心市街地の貴重な市民の憩いの場及びまちの活性化として利用され、再整備により更なる役目を求められていることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、乙が行う事業について、民間事業者としての能力を活用することにより、サービスの向上や広場全体の魅力及び地域の価値の向上に資することを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（事業区域と内容）

第3条 乙は、本広場内の別図●に示す区域（以下「事業区域」という。）において、乙が令和 7 年度霧島市民会館前広場整備事業の公募型プロポーザルで提案した事業提案に基づき、本協定締結後、各関係機関との協議及び甲との協議を経て確定する事業内容を包括的に実施するものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結日から原状回復の完了までとする。

2 前項の協定期間の終了日は、次に定める場合、甲が定め、別途乙に通知するものとする。

- (1) 広場の使用許可が取り消された場合
- (2) 広場の使用許可を更新しない場合
- (3) 事業を途中で中止する場合

(施設等の供用日及び供用時間)

第5条 乙は、その管理する施設等の供用日及び供用時間を定め、事前に書面により甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の供用日及び供用時間を変更しようとする場合、事前に書面をもって甲に提出するものとする。

(関係団体・周辺施設等との調整)

第6条 乙は、本広場内で活動を行う団体及び周辺施設等との間での連絡調整を密にするとともに、事業区域を含めた本広場の良好な管理運営に配慮するものとする。

第2章 許可の取得

(行政財産の使用許可の取得)

第7条 乙は、事業区域の運営・維持管理を行うにあたり、書面をもって甲に対し、霧島市公有財産規則第21条に基づく、行政財産使用許可を申請し、その許可を受けなければならぬ。

2 行政財産使用許可期間は、許可日から令和10年3月31日までとする。ただし、乙の管理運営状況や実績等を勘案し、また当該行政財産の用途または目的を妨げない限度において、引き続き使用を許可することを甲が適当と判断した場合は、乙からの行政財産使用許可申請に対し、1年度単位で許可をする。

3 行政財産の使用許可期間は、施設等の設置に伴う準備や原状復帰に要する期間を含むこととする。

4 乙は、使用許可の申請を希望しない場合は、期間満了の日の6か月前までに書面により甲に申し出の上、協議を行うこととする。

(その他の法令に基づく許可の取得)

第8条 乙は、前条に定める手続きのほか、その他の法令等に基づき、関係機関との協議を行い、事業の実施に必要な手続き並びに許可の取得を行うものとする。

なお、これにかかる一切の費用は乙が負うものとする。

第3章 事業の実施

(事業の範囲)

第9条 本協定に基づき乙が行うことができる事業は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業区域において、霧島市公有財産規則第27条に基づく、行政財産使用許可を受けて行う事業
- (2) 本広場内において、広場の価値の向上及び前号の事業との相乗効果が見込める事業
- (3) 本広場の植栽等の維持管理
- (4) 本広場の公衆トイレの維持管理

(事業計画等)

第10条 乙は、前条に規定する事業を行うにあたっては、提案書に基づき、毎年度、次の各号に掲げる計画を策定しなければならない。

- (1) 事業計画
 - (2) 人員配置計画
 - (3) 収支計画
- 2 乙は、許可期間の初年度を除き、前項に規定する計画を第7条に規定する行政財産使用許可申請書と一緒に、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、事業年度が終了したときは、前項の計画に対する業務報告書及び収支報告書を甲へ提出するものとする。
- 4 甲は、第2項及び第3項に対し、必要に応じ、乙に対して計画の変更及び事業内容の改善を求めることができる。
- 5 乙は、前項の求めがあった場合は、解決に向けて誠意をもって対応するものとする。

(事業計画の変更)

第11条 乙は、必要と認める場合には、甲に対する通知をもって、前条に定めた計画の変更について協議を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めがあった場合には、甲は協議に応じなければならない。

(遵守事項)

第12条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって本広場を良好に管理しなければならない。

- 2 乙は、行政財産使用許可に伴う許可条件を遵守し、本広場における安全確保や適正な維持管理に努めなければならない。
- 3 乙は、本協定及び行政財産使用許可に基づく権利義務について、第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りでない。
- 4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に申請し、承諾を得なければならない。

- 5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を協定期間中のみならず、協定期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に前項の義務を遵守させなければならない。

(本広場の維持管理及び運営)

- 第 13 条 乙は、本広場の美観維持を、乙の責任と費用負担に基づき、実施するものとする。
- 2 乙及び乙の事業が起因して、甲が所有する施設等を汚損もしくは破損した場合は、乙の責任と費用負担に基づき、清掃又は修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。但し、乙の瑕疵によらない修繕等は、甲の責任と費用負担に基づき実施するものとする。
 - 3 事業区域において、施設の管理運営や施設の改修に必要な協議調整等は、甲が行うものとする。
 - 4 乙は、広場利用の活性化に寄与するイベント等の実施に積極的に取り組むものとする。
 - 5 乙は、本広場で開催される乙によらないイベントが行われる際には、他主催者と協力し、広場の活性化に努めなければならない。

(安全対策及び事故等への対応)

- 第 14 条 乙は本事業の実施にあたり事故等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、乙による事業以外の本広場におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。
 - 3 本事業の実施中に広場で事故が発生した場合、乙は当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
 - 4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

(施設等用途の制限)

- 第 15 条 乙は、次に定める施設を設置することはできない。
- (1) 政治的又は宗教的用途に使用する施設
 - (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)
第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業の用途に使用する施設
 - (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途に使用する施設
 - (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される用途に使用する施設
 - (5) 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動他

(6) 上記の他、甲が広場利用との関連性が低く、「広場施設」とみなすことができないと判断する施設

(行為の制限)

第 16 条 乙は、本広場内において協定期間に、次に定める行為を行い又は第三者に行われることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する業
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する団体(以下「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者、沼津市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 10 号)第 2 条第 3 項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)の活動
- (6) 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動他
- (7) 上記の他、甲が広場利用との関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為

(事業の調査等)

第 17 条 甲は必要と認める場合、本事業の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。

- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(委託の禁止等)

第 18 条 乙は、本事業の全部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定を遵守させなければならない。
- 3 乙は、委託先が第 16 条第 1 項のいずれかに該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

第 4 章 料金の負担について

(乙が負担する料金)

第19条 施設等の使用に係る行政財産使用料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの毎年の土地の価格より算出した額とする。

2 乙は、前項の使用料について、甲が指定する期日までに甲へ使用料を支払うものとする。

(甲が負担する料金)

第20条 次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 公衆トイレの維持管理に係る費用
- (2) その他、協議により甲が負担すべきと判断した費用

第5章 備品の取り扱い

(備品等の貸与)

第21条 甲が乙に貸与する備品や支給原料は、ない。

(乙による備品等の購入等)

第22条 事業の実施にあたり必要となる備品等は、乙が自己の責任において調達するものとする。

2 前項において調達した備品等については、協定期間終了後に、乙が自己の費用及び責任により撤去するものとする。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

第6章 事業実施にあたっての負担区分等

(リスク分担)

第23条 協定期間中の甲及び乙のリスクの分担は別紙のとおりとする。ただし、別紙に定めるもの以外の事項については、甲乙の協議により決定する。

2 乙は、気象状況等により施設の休業を余儀なくされた場合においても、甲に対し営業補償等を請求することはできない。

(第三者に与えた損害)

第24条 乙は、事業の実施に伴い、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第25条 甲は、自身、火山、火災、風水害、盗難、その他甲の責に帰すことの出来ない事由によって、乙が被った損害について、賠償する責を負わない。

第7章 協定の解除等

(本市による協定の解除等)

第 26 条 甲は、第 4 条の協定期間にかかわらず、甲が乙にした行政財産使用許可を取り消し、又は更新しない場合、もしくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定、行政財産使用許可の許可条件又はその他関係法令等に違反する行為をおこなった場合
 - (2) 当初の事業計画に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
 - (3) 乙の事業実施が乙の都合により、事業計画書に示したスケジュールから著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合
 - (4) 甲と乙の間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
 - (5) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 乙が、監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止もしくは停止した場合
 - (8) 乙が、合併、会社分割等により法人格の変動が生じた場合。
 - (9) 乙が、暴力団員又は暴力団員密接関係者に該当する場合
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めるることはできない。

(損害賠償等)

第 27 条 甲が前条により本協定を解除した場合、その他乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被り、又は被る恐れのある場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

(甲と乙の合意による協定の解除等)

第 28 条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の 6 か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲と乙で協議の上、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めるることはできない。
- 3 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、事業区域における施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、乙の責めに帰すべき事由

によらず本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ本協定を解除することができる。

- 4 前項の規定により本協定を解除した場合において、甲と乙が協議し既納の料金の還付について合意した場合には、甲乙の双方が負担した料金の全部又は一部を還付する。

(管轄裁判所)

第 29 条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所の所在地を管轄する鹿児島地方裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(補則)

第 30 条 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑惑を生じた場合は、甲と乙は、誠意をもって協議するものとする。

- 2 甲と乙が協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、本市と事業者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和●●年●●月●●日

甲 霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
霧島市長 中重 真一

乙 ●●
●●